

## 議案第9号

### 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

次のとおり鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用区域)</p> <p>第5条 この章の規定は、<u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域内に限り、適用する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、知事は、次に掲げる区域について、市町村長の申請に基づき、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない限りで、この章の規定の全部若しくは一部を適用せず、又は緩和することを承認することができる。</u></p> <p>(1) <u>景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により市町村が定めた景観計画において重点的に景観形成を推進することとされた区域</u></p> <p>(2) <u>景観法第61条第1項の規定により定められた景観地区の区域</u></p> <p>(3) <u>都市計画法第12条の4第1項第1号の地区計画が定められた区域</u></p> <p>(4) <u>法第73条第1項の規定により認可された建築協定の目的となる土地の区域</u></p> <p>(5) <u>景観法第81条第4項の規定により認可された景観協定の目</u></p>	<p>(適用区域)</p> <p>第5条 この章の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。</p>

的となる土地の区域

(6) 前各号に準ずるものとして知事が別に定める区域

3 知事は、前項の規定による承認をしたときは、承認をした区域並びに当該区域において適用しない規定又は緩和する規定及びその内容を公示しなければならない。

4 知事は、第2項の規定による承認をした区域において、計画又は協定が変更された場合その他当該承認の基礎となった事由に変更が生じた場合には、当該承認を取り消し、又は変更することができる。

5 第3項の規定は、前項の規定による承認の取消し又は変更について準用する。

(自動車車庫等の出入口と道路との関係)

第9条 自動車車庫(床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。)又は自動車修理工場の自動車の出入口は、次の各号の一に該当する道路に接して設けてはならない。ただし、特定行政庁が交通上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

(1) 幅員6メートル(一戸建ての住宅に附属する自動車車庫で床面積の合計が100平方メートル以下のもの)にあつては、4

(自動車車庫等の出入口と道路との関係)

第9条 自動車車庫(床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。)又は自動車修理工場の自動車の出入口は、次の各号の一に該当する道路に接して設けてはならない。ただし、特定行政庁が交通上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

(1) 幅員6メートル未満の道路又は勾配<sup>こう</sup>の急な坂

メートル) 未満の道路又は勾配<sup>こう</sup>の急な坂

(2)及び(3) 略

別表第1 (第6条関係)

1～3 略

4 前3号に掲げるもののほか、階数が3以上の建築物(一戸建ての住宅及び兼用住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満かつ50平方メートル以下のものを除く。)又は延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超える建築物

(2)及び(3) 略

別表第1 (第6条関係)

1～3 略

4 前3号に掲げるもののほか、階数が3以上の建築物又は延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超える建築物

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。